

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

証拠説明書(5)

令和5年6月23日

東京高等裁判所第2民事部CD係 御中

被控訴人指定代理人

安	實	涼	子
本	村	行	広
橋	本	政	和
市	原	麻	衣
竹	内	見	佳子
小	玉	和	諒
齊	藤	恒	久
大	野	智	己
水	谷	遥	香
村	上		岳
伊	集	浩	平

略語は控訴答弁書の例による。

号証	標 目 (作成者等)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙30	新訂ワークブック法制執 務第2版(抜粋) (法制執務研究会編)	写し H30. 3. 30	法令における「項」は、「条」の 中の文章の段落を意味するもので あり、「条」及び「号」ほどの独 立性を有するものとは観念されて いないこと
乙31	注釈日本国憲法(2) (抜粋) (長谷部恭男編)	写し H29. 1. 30	学説において、同性婚を保証しな いことが憲法24条1項に違反す るものではないと指摘されている こと等
乙32	GHQとの交渉と「3月 5日案」の作成 (国立国会図書館)	写し R3. 11. 30 (ウェブ ページ印 刷日)	憲法24条1項の規程が成分化さ れるまでの過程においても、常に 「男女」又は「両性」という文言 が用いられており、一貫して性別 の異なる者同士の人的結合関係が 「婚姻」と表現されていること
乙33	憲法(上)(新版)(抜粋) (佐藤功)	写し S58. 4. 25	憲法24条2項が、配偶者の選択 について定める法律は個人の尊厳 と両性の本質的平等に立脚して制 定されなければならないと規定す る意味は、婚姻は両性の合意のみ によって成立する旨の同条1項の 規定と同義と解されていること
乙34	憲法学読本 第3版(抜	写し H30. 11. 30	学説が、憲法制定当初からの状況

	粹) (安西文雄)			の変化を踏まえ、同性婚が憲法24条のもとで許容されるか否かを議論している状況
乙35	「家族法」(第3版) (抜粋) (大村敦志)	写し	H22.3.25	現行民法典には「家族」という言葉は存在しないこと